

令和 8 年度厚木市市民協働推進委員会第 1 回会議 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 8 月 19 日（水）午前 10 時から 11 時 15 分まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎 16 階会議室 B
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員 7 人
市民協働推進課長、市民協働推進係長、
市民協働推進係主査、同主任、同主事補
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
 - (1) 令和 9 年度市民協働提案事業の第二次審査について
 - (2) 令和 7 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について
- 6 配付資料
 - (1) 資料 1 市民協働推進委員会委員名簿
 - (2) 資料 2 市民協働事業提案制度の概要及び市民協働提案事業応募の手引き
 - (3) 資料 3 市民協働提案事業一覧（提案書 N o 1-3）
 - (4) 資料 4 令和 9 年度市民協働提案事業 第二次審査調書（書式）
 - (5) 資料 5 令和 9 年度市民協働提案事業 第二次審査質問事項（書式）
 - (6) 資料 6 令和 7 年度市民協働推進条例運用状況報告書
 - (7) 資料 7 運用状況データ集（R3-R7）
 - (8) 資料 8 令和 6 年度厚木市市民協働推進条例運用状況に対する意見書
 - (9) 資料 9 会議開催予定

7 会議内容

(1) 令和9年度市民協働提案事業の第二次審査について

【事務局】

＜資料2から5に基づき説明＞

【事務局】

この他にも、新規のご提案というのは、4件いただいておりますが、一次審査で不採択になったものが1件、事前の話し合いの中で取り下げとなったものが3件ありました。今回の二次審査の事業は全て継続の事業となっております。

【事務局】

審査対象事業のNo.3の「地域子育て支援プラットフォーム運営事業」の提案書をご覧ください。こちらの提案書につきましては、昨日行った一次審査から二次審査までの間に変更が入りますので、その説明をさせていただきます。

このNo.3の提案書の3ページ目「突発的な離職や入院等で子どもの食生活に急を要する課題を抱える家庭が見られた場合、民間だからこそのスピード感ある食のフォローを行う」と記載があります。生活相談会を土日で開催している中で、ミルクや離乳食をお金がなくて買えないというような相談があり、来年度の事業として支援したいということで新たに追加されたものでございます。

一次審査で、提案事業の中では、実施は難しいという判断になりました。現在、こども家庭庁の助成金を活用して、ミルクや離乳食を購入して支援をしているという状況があり、来年度もこちらの国の助成金が活用できるのであれば、ご活用いただきたいという理由で一次審査では、この内容は削除した上で、二次審査に進むということになります。提案書の8ページの収支予算書の支出の部で食料費12万円が入っていますが、こちらもなくなるということで、ご理解いただければと思います。

【委員】

今、説明があった件ですが、食料費12万円がカットされるということは、助成額の総額も変わるということか。

【事務局】

はい、事業費の合計が 68 万 1,000 円、市の負担金 61 万 2,000 円となっていますが、この食料費の 12 万円が無くなると、人件費の方も影響があります。この制度では人件費は支援対象経費の 10%以内の額という決まりがありますので、人件費も食料費がなくなることによって上限が変わりますので総事業費と市の負担金も連動するというような形になります。

【委員長】

この団体は、それで問題はないのか。

【事務局】

昨日、一次審査でしたのでこれからご連絡をいたしましてご修正をお願いする予定になっております。

【委員】

昨年度は「かるた」を小学生に配布した事業があったと思う。

【事務局】

はい、ありました。今年度（令和 8 年度）までの事業です。

【委員】

子供が今、小学 5 年生で、以前、かるたを学校からもらってきて、「こういうのがあったんだ」と思って、あれは非常に良かった。ありがとうございます。

【事務局】

小学 3 年生に配布する事業だったと思います。昨年度のプレゼンのときも団体さんがかるたの現物をお持ちになっていました。

(1) 令和 7 年度厚木市市民協働推進条例の運用状況について

【事務局】 <資料 6 から 8 に基づき説明>

【事務局】

第 2 回の会議では、先程の提案事業の二次審査、10 月 2 日の予定です。3 回目の会議から、厚木市協働推進条例の運用状況に関する意見書について、皆様でご意見をいただきたいと思います。本日は、まず資料 6 の事務局で作成した運用状況の報告書で 6 条以降を皆様にご審議いただくためにお持ち帰りになって、第 3 回会議に向けて内容をご確認ください。資料 7 は過去 5 年分の主に数字のデータを参考資料として添付しておりますので、資料 6 の確認の際にご活用ください。資料 8 については、昨年度に意見書としてまとめさせていただいたものです。最終的には、令和 7 年度版でこのような形で出来上がりますという資料になります。

【委員長】

私は、公民館で働いていますので、自治会の会議に毎月参加している。自治会の加入率は今年も少し下がったということで、森の里地区は加入率が高いが、地区によっては、かなり低いところもある。近い将来、50%を切る可能性もある。

森の里は、小学校と合同運動会を去年から始めた。苦情多くあったが、いざ、やってみたら、子供も喜んでいた。運動会は、自治会加入してなかった人も参加できるようにした。継続して続けると、子供が楽しむのを見て自治会入ろうかなという保護者の方も出てくるといいと思う。

【事務局】

参考までに、資料 6 の 12 ページ、第 9 条の運用状況のところで、市民活動補償制度があります。ボランティア活動中に怪我や、物を破損したときの保険です。この保険は市で契約していますが、最近はこのような保険を受けてくれる保険会社が減少しています。保険会社としては 1 回でも高額な保険請求が出ると損失になってしまうので、このような保険制度自体を廃止する保険会社が多くなってきました。

市民活動を取り巻く状況ということで、そういう状況もあることを委員の皆様にもご理解いただきたいと思います。

【委員長】

自治会や運動会、公民館の夏祭りなど、地元企業や大学生、中高生など色々なボランティアが参加してくれますので、しっかり保険に入った上で活動を行いたい。今は、熱中症にも注意が必要だと思う。

森の里地区も高齢化で70歳以上が1,000人、75歳以上が1,500人という状況だが、先輩方はすごく元気に活動されている。自治会長の研修はバス2台で行ったり、ニュースで取り上げられたり、地域活性化に頑張っている。

【委員】

私は、小鮎地区で自治会長をやっているが、加入率は下がっている。自治会の加入率を上げるのはものすごく難しいと感じる。若い人たちが加入しないのは、単純にメリットがないと思っているからだと思う。

やっぱり災害があった時に、どう団結できるかというところを若い人たちは真剣に考えていない気がする。誰かが先頭立って、若い人たちにもう一度アプローチをしないといけない。

市としても、自治会加入率が51%ぐらいまで下がっている中で、対策は必要で、昔は当たり前だったことも、今は当たり前ではなく、会社では組合に入るとか、地域に住んだら自治会に入るとか、自分の自治会名も分からないという現状は、やっぱり寂しいと感じる。

宮の里は、宮ヶ瀬ダムの代替え地として、1,000世帯ぐらいの住宅地で4つの自治会がある。美化活動を年2回やるが、自治会未加入の方は参加しない、関心がない。

市の方でも、自治会加入チラシとして、去年は厚木市の自治会地図の作成等に取り組んでくれているが、さらに、もう一步踏み込んでもいいのかなと思う。

また、防犯でいえば、朝から携帯で防犯カメラを撮影する怪しい人も目撃されている。狙われているのだと感じる。地域で本当に起きていることに目を向けてもらえるような情報発信ができればいいなと思う。

【委員】

資料 7 の市民協働事業制度で、6・7 年度の行政提案型事業については、0 件という意味か。

【事務局】

はい、そうです。行政提案は各年度 1 件ありましたが、応募した団体はありませんでした。

【委員】

令和 7 年度だと市民提案が 7 事業。かるたとハーモニカは、今年度までということだが、すごく良い事業だった。来年度の 2 事業も、3 年目。新規事業について、厳しすぎるかなと思う。新規を増やす努力というのは、私たちに出来ることはあるか。提案をもっと増やさないと、制度自体が成り立たなくなるのではないかと危惧している。

【事務局】

制度の周知をさらにしていくことはもちろんですが、応募期間が短いというようなご意見もありますので、検討したいと思います。

また、事前相談も新規事業の場合は、必ずしてくださいとお話もさせていただいています。今回もご相談いただいている案件は、いくつかありましたが、残念ながら提案までは辿り着かなかった事業もございました。そういうところについても、市の方でさらに寄り添いながら対応していければと考えています。

【事務局】

実は、提案事業の今回の 3 件の内、2 年目のフードパントリーえんむすびについては、審査をしていただくところに行きつくまで、事務局もすごく伴走して、どうしたら市と協働できるのか考えていました。ちゃんと下準備と言いますか、以前に比べて丁寧に行らせていただいています。

他の団体にも丁寧に行るがゆえに、団体の方でどうしても整理が出来ていない部分があり、審査までたどり着けないということがございます。ちゃんと伴走しつつも、1 件でも申請が多くできるように事務局でも努力していきたいと思っています。

【委員】

資料 7 の市民協働推進基金について、ここ 2 年間活用がないがせっかくなので基金を使った方が良くないではないか。

【事務局】

基金は、毎年積み立てておりまして、過去には講座の講師の謝礼に充てていた状況があります。ここ 2 年ほど市では、講座を実施していませんが、委託している事業の中で講座を実施しております。

今年度も予算として 5 万円計上しておりますので、市民活動サポート事業費に充当することを考えています。

【委員】

同じ資料の 1 ページ目、第 6 条の審査員職員の研修ですが、令和 7 年度は未実施になっていますが、特別な事情があったのか。

【事務局】

はい、対面での研修を毎年実施していますが、今年度の新採用人数はとて多くウェブ研修になりました。我々としては、グループワークなどを検討していたのですが、とてもその人数が入れる会場がないということで今回は見送らせていただきました。

【委員長】

では、案件 2 も終わりましたので、事務局の方にお返しする。

4 その他

【事務局】

最後に資料9、市民協働推進委員会の今後の会議の予定について、説明します。

【事務局】 <資料9に基づき説明>

【委員長】

では、次回、第2回会議は、10月2日の金曜日、13時半ということでよろしくお願いいたします。

場所は。

【事務局】

場所は、昨年と同じでアミューあつぎ7階のユージックルーム1です。

【委員】

資料5は、データでいただけますか。

【事務局】

同じものを、メールで送らせていただきます。

以上